

日本観光研究学会ホームページのリンクに関する規約

(目的)

第1条 この規約は、日本観光研究学会（以下「学会」という。）が運用するホームページ（以下「学会 HP」という。）及び他の団体又は企業等が運用するホームページとのリンク承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学会 HP へのリンク承認基準)

第2条 他のサイトから学会 HP へのリンクは、原則自由とする。ただし、次のいずれかに該当するものについては、学会 HP へのリンクを承認しない。

- (1) 誹謗中傷等公序良俗に反するもの
- (2) 政治活動又は宗教活動若しくは選挙運動等を行うもの
- (3) 犯罪行為に結びつく判断されるもの
- (4) アダルトコンテンツを含むもの
- (5) 著作権その他第三者の財産・生命・プライバシー等の権利を侵害しているもの
- (6) サイト管理責任者又はサイトの内容が明確でないもの
- (7) 法律又は法令若しくは学会の会則等に反する又は反するおそれのある内容のもの
- (8) 販売や会員勧誘などを行うもので連絡先など利用者に必要な情報が明記されていないもの
- (9) リンク時に利用料金や登録料等の特別な費用負担が必要となるもの
- (10) 不正アクセスやコンピュータウイルスなどのシステム停止、障害を引き起こす内容を含むもの
- (11) 学会に対して誤解を招くおそれのあるもの
- (12) その他特に常務理事会が認めないと判断するもの

(リンク申請の手続等)

第3条 学会 HP へのリンクを希望する者は、学会事務局まで事前にメールで連絡（任意様式）し、会長の承認を受けなければならない。

(承認の取消し)

第4条 会長は、第2条各号に該当する事項が判明したときは、リンクの承認を取り消すことができる。

2 前項の規定に基づきリンクの承認を取り消すことを決定した場合には、当該サイト運営者に対し、リンクの承認を取り消した旨の通知をする。

(免責事項)

第5条 他のサイトから学会 HP へのリンクにおいては、リンク元のサイトの内容は、個々の独立した団体又は個人に帰属し、学会の意見、主張、立場または見解を意味するものではなく、学会とは関係ないものとする。

(補則)

第6条 学会 HP 上のコンテンツや URL は予告なしに変更または、削除することがある。

附 則

この規約は、平成 29 年 10 月 5 日から適用する。